

PCT NEWSLETTER

<http://www.wipo.int/pct/ja>

2019年1月号 | No. 01/2019

この日本語抄訳では、[PCT NEWSLETTER](#) (英語版) の主要項目の翻訳を提供しています。“PCT 最新情報 (PCT Information Update)” の詳細、“PCT セミナーカレンダー (PCT Seminar Calendar)”、“PCT 手数料表 (PCT Fee Tables)” および “PCT 締約国一覧 (PCT Contracting States)” は英語版をご参照ください。また、記載される内容は英語版が優先します。

ブダペスト条約

ニュージーランドの加盟

ニュージーランドが、特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約への加入書を2018年12月17日に寄託しました。これにより当条約の締約国数は81になりました。ブダペスト条約はニュージーランドの加盟に関して2019年3月17日に発効します。この加盟は当面の間はトケラウの領土には適用しない旨ご留意ください。詳細は、以下のリンクからブダペスト通知第332号をご参照ください。

www.wipo.int/treaties/en/notifications/budapest/treaty_budapest_332.html

ブダペスト条約に関する情報

ブダペスト条約および規則の概要、ならびに当条約の主な利点を説明する文書が、英語、仏語およびスペイン語でそれぞれ以下のリンクからご利用可能です。

www.wipo.int/treaties/en/registration/budapest/pdf/wo_inf_12.pdf

www.wipo.int/treaties/fr/registration/budapest/pdf/wo_inf_12.pdf

www.wipo.int/treaties/es/registration/budapest/pdf/wo_inf_12.pdf

モンテネグロにおける特許保護の取得に関する情報

欧州特許庁 (EPO) の拡張 (Extention) 手続により、欧州特許権および PCT 出願を含む欧州特許出願のモンテネグロへの拡張が2010年3月1日から可能になったことは以前お知らせしました (PCT Newsletter 2010年2月号参照)。PCT ルートによるモンテネグロへの欧州特許の拡張は、モンテネグロへの指定および欧州特許条約の全加盟国の指定が取下げられていない限り、すべての PCT 出願について請求したものとみなされます。

モンテネグロ知的所有権庁は、当該官庁に対する国内段階は存在しないため、モンテネグロにおける特許の取得を望む出願人は EPO に対し広域段階移行すべきであることを国際事務局 (IB) に通知しました。これを受けて、出願人は以下の点に注意する必要があります。

- 拡張手数料 (extention fee, 現在 102 ユーロ) は、EP 広域段階移行の際に必要な行為を行う期間内 (優先日から 31 カ月) に EPO へ支払われなければなりません。

- 出願の実体審査は、特許付与または拒絶の決定を含め EPO により行われます。
- EPO が欧州特許の付与を公表した公開日から、拡張された欧州特許には、モンテネグロ特許法に基づき国内特許により付与される権利と同一の権利が付与されます。欧州特許の付与を公表した公開日から 3 カ月以内に、特許権者はモンテネグロ知的所有権庁に欧州特許の請求の範囲のモンテネグロ語への翻訳文を提出し、所定の公開手数料と付与された欧州特許の請求の範囲の翻訳文の印刷にかかる費用を支払うことが条件です。
- モンテネグロは、自国の領土に拡張された欧州特許権に関するデータを自国の登録簿に公開します。

モンテネグロは、欧州特許機構の管理理事会から欧州特許条約 (EPC) への加盟を要請されています。モンテネグロとしては、EPC に加盟して EPC 締約国になった後、PCT 第 45 条(2) に基づき正式に“国内ルートの閉鎖”を行う意向です。

詳細については、PCT 出願人の手引、国内編 (EP および ME) を以下のリンクからご参照ください。

www.wipo.int/pct/en/guide/index.html (英語・最新版)

www.wipo.int/pct/ja/guide/index.html (日本語)

PCT 特許審査ハイウェイ (PCT-PPH) 試行プログラム

グローバル PPH パイロットへのペルー公正競争・知的財産保護庁の参加

公正競争・知的財産保護庁 (ペルー) が 2019 年 1 月 6 日から、グローバル特許審査ハイウェイ (GPPH) パイロットに参加しました。これにより本パイロットへの参加庁は 26 になりました。

本パイロットでは、いずれかの参加庁による成果物に基づいて他のすべての参加庁に対して早期審査を申請することができ、該当する場合には当該成果物として国際調査機関もしくは国際予備審査機関の見解書または特許性に関する国際予備報告 (第 II 章) が含まれます。先の審査を行った参加庁により少なくとも一つの請求項が特許性ありと判断され、かつその他の適用基準を充足することが条件となります。本パイロットは、共通する 1 セットの申請要件 (a single set of qualifying requirements) が用いられており、既存の PPH ネットワークを簡素化して改善することでユーザの利便性を向上させることを目的としています。

GPPH パイロットの活用に関する申請要件を含む詳細は以下の PPH ポータルサイトをご覧ください。

www.jpo.go.jp/ppph-portal-j/globalpph.htm

PCT ウェブサイトの以下の PCT-PPH ページが更新されています。

www.wipo.int/pct/en/filing/pct_pph.html

米国特許商標庁: 2018 年 12 月 5 日および 2019 年 1 月 14 日の休業

米国特許商標庁 (USPTO) は、公務上の処置として以下の日付を休業しました。これらの日は連邦政府が定める祝日とみなされます。

- 2018 年 12 月 5 日 (大統領宣言による)
- 2019 年 1 月 14 日 (悪天候のため)

その結果 PCT 規則 80.5 に従い、国際出願に関連する書類や手数料が同庁に到達すべき期限の満了日が上記日付にあたった場合その期限は延長され、次の就業日である 2018 年 12 月 6 日および 2019 年 1 月 15 日にそれぞれ満了となります。

休業の告知は、USPTO の以下のウェブサイトに掲載されています。

www.uspto.gov/learning-and-resources/operating-status#dec52018

www.uspto.gov/learning-and-resources/operating-status#jan142019

ISA および IPEA 取決めの最新/更新情報

2017 年 10 月に開催された PCT 同盟総会 (PCT 総会) では、PCT に基づく 20 の国際調査機関 (ISA) および国際予備審査機関 (IPEA) の任期が 2027 年 12 月 31 日まで延長されました。さらに本総会では、PCT に基づく ISA および IPEA としてのこれらの機関の機能に関する WIPO 国際事務局 (IB) との新たな取決め (Agreement) を承認しました。

一方、オーストラリア特許庁およびカナダ知的所有権庁に関して、それぞれの政府は、ISA および IPEA としてのこれらの官庁の機能に関する新たな取決めを 2018 年 1 月 1 日付で承認するために必要な国内法令や憲法上の手続を完了できませんでした。したがって、2018 年 1 月 1 日以前に適用された IB とこれら 2 つの官庁間のそれぞれの取決めが、2018 年 12 月 31 日までもう一年 (または新しい取決めが発効するまでのいずれか早い方まで) 延長されました。

オーストラリア特許庁

オーストラリア政府と IB は、PCT に基づく ISA および IPEA としてのオーストラリア特許庁の機能に関する新たな取決めを締結しました。当該取決めは 2019 年 1 月 1 日付で発効しました。この取決めは 2027 年 12 月 31 日まで効力を有し、その条文は以下のリンクからご利用できます。

www.wipo.int/pct/en/texts/agreements/ag_au.pdf

カナダ知的所有権庁

カナダ政府と IB は、PCT に基づく ISA および IPEA としてのカナダ特許庁長官の機能に関する新たな取決めを締結しました。当該取決めは 2018 年 12 月 28 日付で発効しました。この取決めは 2027 年 12 月 31 日まで効力を有し、その条文は以下のリンクからご利用できます。

www.wipo.int/pct/en/texts/agreements/ag_ca.pdf

PCT 最新情報

AZ: アゼルバイジャン (官庁の名称、所在地とあて名、電話とファックス番号、電子メールとインターネットアドレス)

CO: コロンビア (手数料)

IL: イスラエル (微生物およびその他の生物材料の寄託機関に関する特別の規定、手数料)

SV: エルサルバドル (手数料)

調査手数料および国際調査に関する他の手数料 (オーストラリア特許庁、イスラエル特許庁、国立工業所有権機関 (ブラジル)、北欧特許機構、スウェーデン特許登録庁)

予備審査手数料および国際予備審査に関する他の手数料 (イスラエル特許庁)

PCT 実施細則の変更

PCT 実施細則の第 102 号、第 109 号、第 705 号の 2 及び第 713 号が、2019 年 1 月 1 日付で変更されました。また新たに第 406 号の 2 が追加されました。

これらの変更を含む実施細則の更新版は、2019 年 1 月 1 日付で発効され、英語、仏語およびスペイン語の PDF 形式でそれぞれ以下の PCT ウェブサイトでご利用可能です。

www.wipo.int/pct/en/texts/index.html

www.wipo.int/pct/fr/texts/index.html

www.wipo.int/pct/es/texts/index.html

英語と仏語の細則は HTML 形式でもご利用可能です。

上述の変更は PCT 回章 C. PCT 1555 で詳細が説明されています。以下のリンクからご覧ください。

www.wipo.int/pct/en/circulars/2018/1555.pdf

PCT 様式の修正 (2019 年 1 月 1 日発効)

下に記載する修正された様式は、以下のリンクからご利用可能です。

www.wipo.int/pct/en/forms/index.html

修正に関する詳細は、PCT 回章 C. PCT 1555 を以下のリンクからご覧ください。

www.wipo.int/pct/en/circulars/2018/1555.pdf

願書様式および国際予備審査請求書様式¹

願書様式 (PCT/RO/101) と国際予備審査請求書様式 (PCT/IPEA/401) の 2019 年 1 月版として、入力可能な PDF 形式の、アラビア語、中国語、英語、仏語、独語、日本語、ポルトガル語、ロシア語およびスペイン語の版が現在使用できます。

受理官庁に関する様式¹

以下の様式が修正されました。

- PCT/RO/102 (Notification Concerning Payment of Prescribed Fees)
(所定の手数料の納付に関する通知)
- PCT/RO/106 (Invitation to Correct Defects in the International Application)
(手続補正命令書)
- PCT/RO/130 (Invitation to Request Omission of Information from International Publication)
(国際公開からの情報の省略の請求命令書)
- PCT/RO/133 (Invitation to Pay Prescribed Fees Together with Late Payment Fee)
(手数料の納付の補正命令書)
- PCT/RO/156 (Invitation to Correct Declarations Made in the Request Under PCT Rule 4.17)
(PCT 規則 4.17 に基づいて願書になされた申立ての補正命令書)

上記の様式は英語、仏語、独語およびスペイン語の入力可能な PDF 形式で入手できます。

受理官庁としての IB に関する様式¹

以下の様式が修正されました。

- PCT/ROIB/199 (Acknowledgement of Receipt of Documents Filed with the International Bureau as Receiving Office)
(受理官庁としての国際事務局へ提出された書類の受領書)

当該様式は、英語および仏語の入力可能な PDF 形式で入手できます。

国際調査機関に関する様式¹

以下の様式が修正されました。

- PCT/ISA/201 (International-Type Search Report)
(国際型調査報告)
- PCT/ISA/203 (Declaration of Non-Establishment of International Search Report)
(国際調査報告を作成しない旨の決定)
- PCT/ISA/210 (International Search Report)
(国際調査報告)

¹ 訳注 受理官庁 (RO) に関する様式、国際調査機関 (ISA) および国際予備審査機関 (IPEA) に関する様式の日本語名称は、日本国特許庁が使用する様式の訳を記載していますが一部異なる場合があることにご留意ください。受理官庁としての国際事務局 (ROIB)、補充国際調査機関 (SISA) および国際事務局 (IB) に関する様式の日本語名称は参考訳です。

- PCT/ISA/215 (Invitation to Request Omission of Information from International Publication)
(国際公開からの情報の省略の請求命令書)
- PCT/ISA/220 (Notification of Transmittal of the International Search Report and the Written Opinion of the International Searching Authority, or the Declaration)
(国際調査報告および国際調査機関による見解書または国際調査報告を作成しない旨の決定の送付の通知書)
- PCT/ISA/237 (Written Opinion of the International Searching Authority)
(国際調査機関の見解書)

上記の様式は英語、仏語、およびスペイン語の PDF 形式で入手できます。

補充調査のために指定された機関に関する様式¹

以下の様式が修正されました。

- PCT/SISA/502 (Declaration of Non-Establishment of Supplementary International Search Report)
(補充国際調査報告を作成しない旨の決定)
- PCT/SISA/507 (Declaration that Supplementary Search Request Is Considered not to Have Been Submitted)
(補充調査請求書が提出されていないとみなされる旨の決定)
- PCT/SISA/512 (Invitation to Request Omission of Information from International Publication)
(国際公開からの情報の省略の請求命令書)

上記の様式は英語および仏語の PDF 形式で入手できます。

国際事務局に関する様式¹

以下の様式が修正されました。

- PCT/IB/308(a) (First Notice Informing the Applicant of the Communication of International Application (To Designated Offices Which do not Apply the 30 Month Time Limit Under Article 22(1))
(国際出願の送達に関する出願人への最初の通知 (第 22 条 (1) に基づく 30 ヶ月の期限を適用していない指定官庁に対する送達))
- PCT/IB/308(b) (Second and Supplementary Notice Informing the Applicant of the Communication of the International Application (To Designated Offices Which Apply the 30 Month Time Limit Under Article 22(1))
(国際出願の送達に関する出願人への二回目および追加的な通知 (第 22 条 (1) に基づく 30 ヶ月の期限を適用している指定官庁に対する送達))
- PCT/IB/311 (Notification Concerning Availability of the Publication of the International Application)
(国際出願の公開に関する通知書)

- PCT/IB/313 (Notification of Defects in the International Application)
(国際出願の欠陥の通知書)
- PCT/IB/315 (Notification of Decision Concerning Request for Rectification)
(訂正の請求に関する決定の通知書)
- PCT/IB/332 (Information Concerning Elected Offices Notified of Their Election)
(自己が選択官庁とされた旨の通知を受けた選択官庁に関するお知らせ)
- PCT/IB/338 (Notification of Transmittal of Copies of Translation of the International Preliminary Report on Patentability (Chapter I or Chapter II of the Patent Cooperation Treaty)
(特許性に関する国際予備報告 (第 I 章または第 II 章) の翻訳文の写しの送付の通知書)
- PCT/IB/367 (Invitation to Indicate Competent International Preliminary Examining Authority)
(管轄国際予備審査機関の表示命令書)
- PCT/IB/368 (Notification of Transmittal of Demand to the Competent International Preliminary Examining Authority)
(管轄国際予備審査機関への国際予備審査請求書の送付の通知書)
- PCT/IB/369 (Notification that Demand Considered not to Have Been Submitted)
(国際予備審査請求書が提出なかったものとみなされた旨の通知書)
- PCT/IB/370 (Invitation to Correct Declarations Made in the Request Under PCT Rule 4.17)
(規則 4.17 に基づいて願書になされた申立ての補正の命令書)
- PCT/IB/373 (International Preliminary Report on Patentability (Chapter I of the Patent Cooperation Treaty)
(特許性に関する国際予備報告 (第 I 章))
- PCT/IB/375 (Supplementary Search Request)
(補充調査請求書)

修正された様式 PCT/IB/375 は、英語および仏語の入力可能な PDF 形式で入手できます。またその他の全ての修正された様式は、英語および仏語の PDF 形式で入手できます。

PCT 受理官庁ガイドラインの修正

受理官庁ガイドラインの第 76、139、141、143、149、153、159、161A、222、222A、223 から 227、267、273、290、307、322 及び 337 項、並びに第 138 と 139 項の間にある図が、2019 年 1 月 1 日付で修正されました。さらに附属書 B も更新されました。

詳細は、PCT 回章 C. PCT 1555 を以下のリンクからご覧ください。

www.wipo.int/pct/en/circulars/2018/1555.pdf

これらの修正を含む本ガイドラインの更新版は、英語、仏語およびスペイン語の PDF 形式でそれぞれ以下の PCT ウェブサイトからご利用可能です。

www.wipo.int/pct/en/texts/gdlines.html

www.wipo.int/pct/fr/texts/gdlines.html

www.wipo.int/pct/es/texts/gdlines.html

本ガイドラインは英語および仏語の HTML 形式でもご利用可能です。

PCT 国際調査および予備審査ガイドラインの修正

PCT 国際調査および予備審査ガイドラインの 17.11 項 (vii) と第 21 章が、2019 年 1 月 1 日付で修正されました。詳細は、PCT 回章 C. PCT 1555 を以下のリンクからご覧ください。

www.wipo.int/pct/en/circulars/2018/1555.pdf

これらの修正を含む本ガイドラインの更新版は、英語、仏語およびスペイン語でそれぞれ以下の PCT ウェブサイトからご利用可能です。

www.wipo.int//pct/en/texts/pdf/ispe.pdf

www.wipo.int//pct/fr/texts/pdf/ispe.pdf

www.wipo.int//pct/es/texts/pdf/ispe.pdf

PCT 関連資料の最新/更新情報

PCT 作業部会の報告書

2018 年 6 月 18 日から 22 日まで開催された第 11 回 PCT 作業部会の報告書（文書 PCT/WG/11/27）が通信により採択され、同会合の他の文書と共に下記の WIPO ウェブサイトから現在閲覧可能です。

www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=46429

PCT 出願人の手引

PCT 国際段階の詳細を含む PCT 出願人の手引“国際段階の概要”のロシア語版が、2018 年 7 月 1 日付の PCT 規則改正、ならびに他の更新情報を反映し更新されました。以下のリンクからご覧ください。

www.wipo.int/pct/ru/appguide/

ディスタンスラーニングコース：特許協力条約入門（2019 年 1 月版）

PCT に関するディスタンスラーニングの入門コース（DL101PCT）が英語で更新されました。他の 9 の PCT 公開言語でもまもなくご利用可能になります²。更新版は第 5 章（“PCT 電子サービス”）の改訂を含みます。また第 1 章（“PCT の概要”）と第 2 章（“PCT を利用するメリットとは？”）の終わりに新しくテストが追加されました。

本コースは PCT 制度の入門および概要を提供しており、理解度と進度を測るためのテストが設けられた、完全な自主学習形式です。全てのコース終了後には修了証明書がダウンロードできます。無料である本コースの受講にご関心のある方は、WIPO アカデミーの以下のページから簡単にご登録できます。

<https://welc.wipo.int/acc/index.jsf>

PATENTSCOPE 検索システム

ブルガリア、ジョージア、イタリア、ラオス人民民主共和国およびルーマニアの国内コレクション

ブルガリア、ジョージア、イタリア、ラオス人民民主共和国およびルーマニアの国内コレクションが PATENTSCOPE 検索システムで現在ご利用可能になりました。以下のリンクをご参照ください。

<https://patentscope.wipo.int/search/ja/advancedSearch.jsf>

これにより、本システムで利用可能なデータの国内および広域官庁数は 57 になりました。

WIPO IP ファクト&フィギュア 2018

出版物“WIPO IP ファクト&フィギュア 2018 (WIPO IP Facts and Figures 2018)”が、現在以下のリンクから閲覧可能です。

www.wipo.int/publications/en/details.jsp?id=4382&plang=EN

WIPO IP ファクト&フィギュア 2018 は、工業所有権の 4 つの権利である、特許、実用新案、商標および意匠を網羅しており、クイックレファレンスガイドとして役立つよう知的財産 (IP) 活動の概要を提供しています。同出版物は主に 2017 年度（完全な統計が取得可能な直近の年）の統計を使用しており、これらの統計は WIPO のより総合的な“世界知的財産指標 2018 (World Intellectual Property Indicators 2018)”（発行は PCT Newsletter 2018 年 12 月号でお知らせしました）から引用したものです。

アラビア語、中国語、フランス語、ロシア語、スペイン語版はまもなく発行予定です。

² 訳注 日本語によるディスタンスラーニングコースは以下のページからご利用ください。

https://welc.wipo.int/acc/index.jsf?page=courseCatalog.xhtml&lang=jp&cc=PCT_101J#plus_PCT_101J

実務アドバイス

優先権主張が国際段階で確認される範囲

Q: 当方の国際出願において先の国内出願の優先権を主張しています。優先権主張の有効性が国際段階で確認される範囲を知りたいのですが。

A: 端的に言うと、特定のケースでは国際調査機関 (ISA) および/または国際予備審査機関 (IPEA) が国際段階において優先権主張の有効性に関して見解を述べる場合もありますが、その有効性は国内段階の指定官庁によってのみ決定的に判断されます。今回のテーマの背景情報を確認していきましょう。

優先権主張を定める規定は、工業所有権の保護に関するパリ条約 (パリ条約) の第 4 条に含まれています。国際出願は、PCT 第 8 条(1) (“優先権主張”) の定めるところにより、パリ条約の締約国においてまたは同条約の締約国ではないが世界貿易機関 (WTO) の加盟国において提出された一または二以上の先の出願に基づく優先権を主張する申立てを伴うことができます。PCT 手続に関する限り、優先権主張は PCT の期間を計算する上で優先日を設定するために特に重要です (PCT 第 2 条(xi)(a) 参照)。

受理官庁 (RO) と国際事務局 (IB) は優先権主張の実体的な有効性は考慮しませんが、PCT 規則 4.10 に基づき要求されているとおり、先の出願に関する以下の全ての情報が優先権の主張に含まれているか、RO は最初に点検を行い IB は 2 回目の点検を行います。

- 先の出願が提出された日付 (これは通常国際出願の優先日とみなされます)
- 先の出願の番号
- 先の出願が提出された場所に関する情報
 - 先の出願が国内出願である場合、その出願がされたパリ条約の締約国または同条約の締約国ではないが WTO 加盟国である国の国名
 - 先の出願が広域出願である場合、その出願がされた広域官庁名³
 - 先の出願が国際出願である場合、その出願がされた受理官庁名

ePCT 出願または PCT-SAFE を利用して出願する場合は自動検証が実行され、例えば優先権主張に欠けている要素や無効な要素があれば知らせます。JPO-PAS や EPO オンライン出願のような他の特定の電子出願ソフトウェアを利用する場合も同様です。

先の出願の出願日が含まれていることを点検するとともに、RO と IB は国際出願が先の出願の提出から 12 カ月以内に (すなわち、“優先期間” 内に (PCT 規則 2.4 参照)) 提出されたことを点検します。しかしながら、国際出願日が優先日の満了日より後であるという理由だけで、優先権主張が無効とみなされることはありません。ただし、その国際出願日が優先日の満了日から 2 カ月以内である場合に限りです。これは、国際段階における受理官庁に対して (PCT 規則 26 の 2.3) または国内段階における指定

³ 関連する広域条約の締約国のいずれかがパリ条約の締約国またはWTOの加盟国のいずれでもない場合には、優先権主張にはその先の出願がその国についてされた国のうち少なくとも一の同条約の締約国またはWTOの加盟国の国名を記載する必要があります (PCT規則4.10(b)(ii))。

(または選択) 官庁に対して (PCT 規則 49 の 3.2) のいずれかで、優先期間に関する優先権の回復が出願人に認められる可能性を考慮するものです。

優先権主張に関連する欠陥が存在する場合、例えば 12 カ月の優先期間の満了から 2 カ月の期間が経過した後の出願、記載の欠如、または先の出願の番号もしくは先の出願の日付が優先権書類に記載されている番号または日付と一致しない場合には、RO または IB は PCT 規則 26 の 2.2 に基づき出願人に対し優先権主張の補充をよう求めます。優先権主張に関する情報の補充/追加の詳細は今後、別個の“実務アドバイス”に掲載予定です。

優先権主張が PCT 規則 26 の 2.1(a) に基づき適用される期間内に補充されなかった場合には、優先権主張は以下の場合においてなされなかったものとみなされ、結果として、先の出願の出願日は PCT の期限を計算する基礎としては使用されません。

- 優先権が主張されている出願が、パリ条約の締約国または WTO 加盟国いずれの国に提出されたものでもなかった場合、
- 国際出願が優先期間満了の 2 カ月を経過した後に提出された場合、または
- 優先権書類に先の出願が提出された日付と国名および/または官庁名に関して場合により要求される詳細情報が含まれていなかった場合。

しかしながら PCT 規則 26 の 2.2(c) に従い、優先権は以下の理由だけでは無効とはみなされない点にご留意ください。

- PCT 規則 4.10(a)(ii) に定める先の出願の番号の記載が欠如している場合、
- 優先権主張の記載が優先権書類に記載されている対応する記載と整合性がない場合、または
- 国際出願日とその優先期間の満了した日から 2 カ月の期間内であることを条件として、国際出願の国際出願日が優先期間が満了した日より後である場合。

ISA および IPEA に関する限り、一般的に優先権の有効性に関して調査を行うことはありません。ただし、例えば審査官が発見した文献が、先行技術を構成できるが主張された優先日以降かつ国際出願日以前に公表されたものである場合には、審査官は主張された優先日の有効性を考慮する必要があります。

審査官が優先権主張は無効であると認めた場合は、審査官は国際出願日（または他の有効な優先権主張の最先日）を場合によっては、見解書または国際予備審査報告書を作成する際の基準日として使用します。そして見解書または報告書の第 II 欄に反映します（国際調査および予備審査ガイドライン 6.06 項参照）。ISA または IPEA 自体が優先権主張の無効を宣言することはありませんし、ISA または IPEA の見解書もしくは報告書は国内段階では拘束力を持たないことにご留意ください。

国内段階では指定官庁 (DO) は、優先権主張は国際段階での目的において無効であるという国際段階でなされた宣言を見直すことができる点にご留意ください。DO は、出願人が先の出願を提出したのと同じ出願人であるかどうかを確認し、そうでない場合または出願人の氏名が変更された場合には、先の出願の優先権を主張する出願人の権利を証明する書類を請求することができます (PCT 規則 51 の 2.1 (a)(iii)) (ただし、PCT 規則 4.17(iii) に基づく申立てが正しくなされている場合は不要です)。DO は、クレームに記載された主題事項 (subject matter) が先の出願に含まれていたかどうかなどの実体審査中に、パリ条約に従って優先権主張の有効性を点検することもできます。

優先権回復の請求の詳細は、PCT Newsletter 2015 年 9 月号の実務アドバイスを以下のリンクからご参照ください。

https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/ja/newslett/2015/newslett_2015.pdf#page=66

また PCT 出願人の手引 国際段階、5.062-5.069 項は、以下のリンクからご参照ください。

<https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/guide/ja/gdvol1/pdf/gdvol1.pdf>

PCT 関連資料（日本語訳）の最新/更新情報⁴

PCT 出願人の手引

PCT 国際段階の詳細を含む PCT 出願人の手引“国際段階の概要”の日本語版が、2018 年 7 月 1 日付の PCT 規則改正、ならびに他の更新情報を反映し更新されました。また、附属書 A から L 及び国内段階国内編は、CN、EP、JP、KR、US については 2018 年 8 月まで、他の国・機関については 2018 年 4 月までの英語版の更新が翻訳されています。以下のリンクからご覧ください。

www.wipo.int/pct/ja/appguide/

その他の PCT 関連資料（日本語訳）

以下の PCT 関連資料の日本語訳が追加されました。

- PCT ハイライト（PCT 制度の最近及び今後の動向）

<https://www.wipo.int/pct/ja/highlights/index.html>

⁴ 訳注 PCT NEWSLETTER 日本語抄訳版にのみ掲載しています。